

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

上市町からの
お知らせです



幼児教育・保育の無償化について

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。無償化にあたり申請が必要な場合がありますので、下記をご確認ください。

無償の対象者及び利用料は？

①保育所、認定こども園（保育園部）を利用している方

【対象者】 3～5歳児 及び 町民税非課税世帯の0～2歳児

【対象となる利用料】 保育料

【手続き】 （教育・保育給付認定を受けている方は）申請不要です。

②認定こども園（幼稚園部）、幼稚園を利用している方

【対象者】 3～5歳児

【対象となる利用料】 幼稚園授業料、預かり保育料（※保育の必要性がある方のみ）

※幼稚園授業料及び住民税非課税世帯の預かり保育料は、満3歳になった翌月から無償の対象となります。

※新制度未移行の幼稚園授業料は月額25,700円を上限として無償化されます。

【手続き】 下記のとおり申請が必要です。

・認可施設へ入所されている方

→（教育・保育給付認定を受けている方は）申請不要です。

ただし、預かり保育料は、別途申請が必要です。

・子ども・子育て支援制度の対象とならない施設を利用されている方

→事前に申請が必要です。必要書類をお送りしますので、下記へお問い合わせください。

③認可外保育施設等を利用している方（①、②以外の方で、保育の必要性がある方のみ）

【対象者】 3～5歳児 及び 町民税非課税世帯の0～2歳児

【対象となる利用料】 認可外保育施設等の利用料

※届出をされた施設の認可外保育施設、一時預かり、病児保育事業等の利用料が無償となります。

※月額3.7万円（0～2歳の住民税非課税世帯の場合は4.2万円）が無償化の上限額です。

【手続き】 事前に申請が必要です。下記へお問い合わせください。

※1 3～5歳児…満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までのお子さん

※2 副食費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは無償化の対象外です。

※3 3～5歳児の副食費（食材料費）等は、各園で徴収されます。なお、第3子以降等の一部世帯は、国、県及び町の制度により、免除となる場合があります。対象の方には、認定通知時等にお知らせします。

※4 本紙は概要を記載しております。詳細は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 上市町役場 福祉課児童班（電話：076-472-1111（代表））